

令和6年度に実施した個別指導に おいて保険薬局に改善を求めた 主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 7 年 8 月

目次

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 処方内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 調剤済処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 調剤技術料に関する事項

- 1 薬剤調整料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 自家製剤加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

III 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 服薬管理指導料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 麻薬指導管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 乳幼児服薬指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

IV 事務的事項

- 1 届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

V その他

- 1 保険請求に当たっての請求内容の確認・・・・・・・・・・ 3

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない又は不適切。
- ② 用法の記載がない又は不適切。

2 処方内容の変更

(1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋の備考欄に処方変更の内容を記載していない。

3 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
ア パーキンソン病に対するエクセグラン錠 100 mg 1錠
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
ア オロパタジン塩酸塩OD錠5mg 朝夕食後
- ③ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
ア ルアミクス配合錠HDとニフェジピンCR錠40mg
イ アダラートCR錠10mgとニフェジピンCR錠20mg
- ④ 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
ア 高カリウム血症が疑われる患者に対するスピロノラクトン錠
イ 重篤な肝障害が疑われる患者に対するゾルピデム酒石酸塩錠
- ⑤ 漫然と長期にわたり処方されているもの
ア アミティーザカプセル 24 µg
- ⑥ 過量投与が疑われるもの
ア デパス錠 1 mg 4錠 1日4回食後寝前

4 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬剤師の記名・押印

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1 薬剤調製料

(1) 薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬（スピロラクトン錠）につき、1 剤とすべきところ、2 剤として算定している。
- ② 外用薬（フェントステープ）につき、1 調剤とすべきところ、2 調剤として算定している。

2 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程を記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等

(1) 薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が不十分である。

ア 薬学的管理に必要な患者の生活像

2 服薬管理指導料

(1) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬学的管理に必要な患者の生活像（体重）

3 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 電話等により麻薬の服用・残薬・保管等の状況を定期的に確認していない。
- ② 薬剤服用歴等に指導の要点の記載が不十分である。（鎮咳効果）

4 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

ア 化学療法における嘔吐症に用いたデカドロン錠 4mg 2 錠

- ② 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。

5 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した体重など必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等に記載がない。

Ⅳ 事務的事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに四国厚生支局に届け出ること。

- ① 保険薬剤師の異動

Ⅴ その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない又は不十分である。